

令和7年度 上尾市ネーミングライツ事業（提案募集型）募集要項

上尾市では、法人等に本市の施設等の愛称を決定する権利を付与する、ネーミングライツ事業（提案募集型）を行います。

提案募集型とは、希望する施設等、愛称、期間、ネーミングライツ料等について、法人等より提案いただくものです。

なお、ネーミングライツの対価は、金銭のほかに、対象施設等への役務（サービス）や修繕費等の提供、物品の納入なども可能です。応募いただく法人等からの独自の視点での幅広い提案をお待ちしています。

※申込を検討いただく際は、詳細を定めた「上尾市ネーミングライツ事業ガイドライン」を併せて参照してください。

1 提案可能な施設等

ネーミングライツの導入を検討する対象施設等として、下表のような公共施設等*を想定しています。

※本市が条例設置した地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設。

	ネーミングライツ事業対象施設等	ネーミングライツ事業対象外施設等
行政財産	スポーツ施設、文化施設、公園、道路 など	市庁舎、公民館、消防署、学校、保育所など
その他	本市が主催するイベント、講座等の事業、市長が認める施設等	—

※ただし、特定募集（対象施設等を特定した募集）を行っている場合や、既にネーミングライツを導入している対象施設等は対象外とします。

2 ネーミングライツパートナーのメリット

①看板等の設置

ネーミングライツパートナー（法人等）は、ネーミングライツによる施設等に愛称がついた看板等を設置できます。

愛称看板等の意匠・構造・設置方法等は、ネーミングライツパートナーが提案した上で、市と協議していただきますようお願いいたします。

②愛称の使用

ネーミングライツパートナーによる広報活動又は広告・販売活動において愛称を使用することができます。ネーミングライツパートナーにおいて使用する際には、あらかじめ市にその内容を書面で報告していただきます。

③愛称の普及

市の公式ホームページ等において、愛称への変更のお知らせ等を掲載し、施設等の愛称を表示します。また、愛称の普及のため、施設管理者に対しても愛称の使用を働きかけます。ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、別途費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）

④ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツの価値を高めるため、以下のような特典を付与することができます。特典の内容については、法規制及び利用者感情を十分考慮されたものとしします。

特典の例

- ア ネーミングライツパートナーであることを標榜する権利
- イ 施設の優先利用権

3 愛称の基準

ネーミングライツ事業により使用する愛称は、公共施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、以下のいずれにも該当するものとします。

- ① 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記することが可能なもの。ただし、企業のロゴ、マーク等は除く。
- ② 原則として、施設等の正式名称または市が認めた市民愛称がついているもの。
例：○○○○株式会社が愛称をつける場合
・○○○○イコス上尾
・○○○○△△はなみずき通り (△に入る例：笑顔、元気などのフレーズ)
・上尾市民体育館supported by ○○○○ など
※令和7年4月時点でネーミングライツを導入している施設は、正式名称等がついていない場合があります。
- ③ 市が推奨している等の誤解を招くおそれのないもの。
- ④ 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの。
- ⑤ 上尾市有料広告掲載に関する要綱第4条を満たすもの。

上尾市有料広告掲載に関する要綱(抜粋)

第4条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の内容は、原則として社会的に信用性の確保された情報とし、その形式、表現等は、当該内容にふさわしい高い信頼性を与えるものでなければならない。

2 市長は、広告の内容又は形式が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるもの
- (12) 水着姿、裸体姿その他のわいせつ性を連想し、又は想起させる図画を使用しているもの。ただし、当該図画が広告の内容に密接に係る場合はこの限りでない。
- (13) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれがあるもの
- (14) 責任の所在が不明確であるもの
- (15) 内容が偽り又は不明確であるもの

(16) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

3 市長は、広告の表現が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、広告媒体に掲載しない。

(1) 投機心又は射幸心を著しくあおるもの

(2) 誇大な表現、根拠のない表現その他の事実の誤認を生じさせるおそれがあるもの

(3) 国、地方公共団体その他公共の機関が特定の個人若しくは法人又は商品若しくはサービスについて推奨、保証、指定等をしていると誤認させるおそれがあるもの

(4) 暴力、犯罪、賭博等を肯定し、又は助長するおそれがあるもの

(5) 残酷な描写その他の善良の風俗に反するおそれがあるもの

(6) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な基準は、別に定める。

4 提案できる契約期間

愛称を使用することができる期間は、原則として3年以上10年以下の期間とします。ただし、施設の種類や修繕工事などの状況等を勘案し、適切な期間を設定することとします。

※契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。

5 ネーミングライツ料として提案できるもの（金額・役務等）

提案できるネーミングライツ料は300,000円からとします。

また、金銭以外に役務の提供や物品の納入などの提案をいただくことも可能です。

6 費用負担

基本的に、ネーミングライツ導入により新たに必要となる表示変更や、ネーミングライツ終了時の原状回復の費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（下表参照）

区分	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
導入施設等の看板及び標識等の設置*1		○
契約の期間の満了又は当該契約の解除に伴う導入施設等の原状回復に要する費用		○
愛称の付与に伴い、新たにパンフレット、封筒等を印刷する費用*2		○
愛称の付与後に、通常のパンフレット、封筒等を印刷する費用*2	○	
市のホームページへの掲載、市広報等の発行に要する費用	○	

*1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

*2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

○ネーミングライツパートナーが、契約期間開始と同時に愛称を用いた新たなパンフレットへの切替を希望する場合

➡愛称使用前の施設名称が表示されたパンフレットの残部に相当する部数を新たに作成する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。なお、それ以降のパンフレット作成費用は、通常の運営費用とみなし、市または指定管理者の負担とします。

○ネーミングライツパートナーが愛称使用前の施設名称が表示されたパンフレットの残部がなくなった後に、愛称を用いた新たなパンフレットへの切替を希望する場合

➡通常の運営費用とみなし、市または指定管理者の負担とします。

7 看板等の設置

・看板設置の際は、関係法令に抵触しないよう留意してください。

※例

①埼玉県屋外広告物条例

広告を屋外の看板や公用車等に掲載しようとするときは、埼玉県屋外広告物条例や上尾市道路占用規則等に抵触しないよう、事前に管理者と協議する必要があります。

②医療法

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示については、患者等の利用者保護の観点から医療法等によって法令上制限されていることから、問題がないか確認の上で実施する必要があります。

・材質やデザイン等、詳細な仕様については、施設所管課とネーミングライツパートナーで別途協議の上、決定するものとします。

8 申込方法等

(1) 申込期間

令和7年7月11日(金)から令和7年10月10日(金)の間、随時受付しています。

(2) 提出書類

- ・ネーミングライツ事業申込書(別紙1)
- ・法人等の代表者印の印鑑証明書
- ・会社概要及び直近3か年の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
- ・法人の登記事項証明書
- ・国税及び地方税に滞納のないことの証明書(直近1年分。発行日から1か月以内のものに限る。)
- ・愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- ・法令順守の取組等が分かるもの
- ・地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組等が分かるもの
- ・欠格事項に該当しない旨の確約書(別紙2)

(3) 申込方法

持参または郵送により提出してください。

提出先

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

上尾市 行政経営部 行政経営課

※持参による受付時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

※郵送する場合は、申込期間内に到着するようにしてください。

※行政経営課で提出書類の受取を行います。受取後の審査等について施設所管課で行います。

(4) 留意事項等

- ① 申込書の内容について、施設所管課が必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求められることがあります。
- ② 軽微な変更を除き、提出された書類の内容は変更できません。また、提出された書類等は返却いたしません。
- ③ 提出書類等は関係機関に意見を聴く目的で使用することがあります。また、上尾市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ④ 申込を途中で辞退する場合は、辞退届(別紙3)を提出してください。
- ⑤ 申込書に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

9 申込できる者

ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、以下の欠格事項に該当しない法人が応募できるものとします。なお、ネーミングライツ事業に申込できる者は、法人等(株式会社、有限会社、財団法人、社会福祉法人、労働組合、共同企業体など、その他市長が認めるものなど)とし、個人での申込はできません。

<法人等が営む事業による区分>

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する事業を営む法人等
- ② 消費者金融に関する事業を営む法人等
- ③ 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為に関する事業を営む法人等
- ④ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業を営む法人等
- ⑤ 私的な秘密事項の調査に関する事業を営む法人等
- ⑥ 政治性又は宗教性のある事業を営む法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業を営む法人等

<法人等の状態・状況による区分>

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生の手続中の法人等
- ② 国税又は地方税を滞納している法人等
- ③ 各種法令に違反している法人等
- ④ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等
- ⑥ 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第2条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を受けている法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人等

10 質問事項の受付及び回答方法

質問がある場合は、電話、FAXまたは電子メールで受付け、適宜回答します。

※提出先「17 申込み及び問合せ先」と同じ。

11 現地確認について

現地確認を希望する場合は、「17 申込み及び問合せ先」に連絡し、日程の調整をしてください。
（他の利用者の妨げにならない範囲での案内となります。）

12 ネーミングライツパートナーの適否審査

（1次審査）

申込のネーミングライツ媒体を所管する施設所管課及び行政経営課において、ネーミングライツパートナーの適否について書類審査を行います。

（2次審査）

1次審査の判定を参考に、上尾市ネーミングライツ審査委員会において、ネーミングライツパートナーの適否について審査を行います。

13 選定方法

総合審査

（1）1次審査

提出書類に不備がないか、応募資格に該当しているか、書類審査を行います。

2次審査

上尾市ネーミングライツ事業審査委員会において次の選定基準に沿って審査し、総合的に判断した上で、優先交渉権者を選定します。

なお、得点合計が同点の場合は「ネーミングライツ料」の点数が高い者、さらに同点の場合は「愛称案」の点数が高い者を優先交渉権者とします。いずれも同点の場合は、審査委員会委員の投票により票数の多い者となります。

【選定基準】

審査項目	審査ポイント	配点
ネーミングライツ料	① 金額の妥当性 ② 役務の妥当性 など	50
愛称案	① 呼びやすさ ② 親しみやすさ ③ 対象施設等とのイメージとの整合性	25
ネーミングライツパートナーとしての適格性	① 経営の安定性 ② 地域活動、社会貢献活動への理解、取組 ③ 法令遵守への理解、取組	25
合計		100

- (2) 選定した優先交渉権者と個別にネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。
- (3) 契約期間その他の基本的事項について双方の合意がなされた場合、正式にネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

14 結果通知

審査結果の通知は、申込の時期により異なります。

申込時期	審査結果通知時期	ネーミングライツ導入可能時期
令和7年7月11日～8月8日	令和7年11月中旬頃	令和7年4月以降
令和7年8月9日～10月10日	令和7年1月中旬頃	令和7年4月以降

※上記はあくまで参考となります。審査内容により、通知が遅れる場合がございます。

※提出する「ネーミングライツ事業申込書」における「ネーミングライツの期間」には、上記の「ネーミングライツ導入可能時期」を参考にして提案してください。

15 ネーミングライツ料の納入方法

原則として、ネーミングライツ料の納付期限は各年度の前年度3月31日とし、市が発行する納付書により納付するものとします。

例（契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日）

契約期間	納付期限
令和8年4月1日～令和8年3月31日分	令和7年3月31日
令和9年4月1日～令和9年3月31日分	令和8年3月31日
令和10年4月1日～令和10年3月31日分	令和9年3月31日

なお、ネーミングライツ料を対象施設等への役務（サービス）や修繕費等の提供、物品の納入等により納入するときは、契約締結後に協議し、協議により決定した日までに納入するものとします。

ただし、契約前にネーミングライツパートナーから納付期限の変更の申し出があった場合、または市がネーミングライツ事業を実施する上で必要と認めた場合は、納付期限の変更をすることができるものとします。

16 その他

(1) 契約の解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができます。

<市が契約解除するとき>

- ・事前の連絡なく、指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- ・ネーミングライツパートナーに、本市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき。
- ・ネーミングライツパートナーについて、破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手續開始の申立てがなされたとき。
- ・ネーミングライツパートナーに、社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき。
- ・ネーミングライツパートナーが、各種法令の規定に違反したとき。
- ・ネーミングライツパートナーが、契約の規定に違反したとき。

なお、契約を解除したときは、上尾市ネーミングライツ事業契約解除通知書によりネーミングライツパートナーに通知するものとします。

<ネーミングライツパートナーが契約解除するとき>

- ・市が施設等の愛称として施設愛称以外の名称、呼称を用いる等、市が契約上の義務に違反したとき。
- ・施設等の運営を故意に懈怠する等、市がネーミングライツパートナーの契約上の権利を損なう行為をし、それを継続するとき。

※以上の場合、ネーミングライツパートナーは、市が自らの責任及び負担により看板等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するよう請求できるものとします。

(2) 留意事項

- ①提案に当たっての費用及び契約締結に係る費用については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ②利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。また、必要に応じて、条例上の名称を併記する場合があります。
- ③審査委員会の審査において優先交渉権者を選定した後、「上尾市暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第27号）」に基づき、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人（以下、「暴力団員等」という。）でないか、について埼玉県警察へ照会します。

ただし、優先交渉権者が上場企業であるなどの理由により、暴力団員等に該当しないと市が判断する場合は、照会を省略することができるものとします。

埼玉県警察への照会は、選定した優先交渉権者に団体役員の個人情報の提供の同意を得た上で行います。そのため、優先交渉権者を選定した後に、「個人情報の外部提供同意書」（別紙4）の提出を依頼します。

なお、原則として、法人登記簿に記載のある現役の役員全員から記名押印が必要ですが、会計監査人など、外部機関が役員になっている場合は、その限りではありません。

(3) 愛称使用の制限等

ネーミングライツパートナーと同種の事業を行う民間事業者等が利用する際、当該民間事業者法人等が作成する案内等に愛称を使用しないことを認める場合があります。

(4) 施設外の案内表示等

施設外の案内表示(道路標識、バスの案内表示等)に係る手続き等について、市は必要な協力を努めるものとします。ただし、これに伴い発生する費用等についてはネーミングライツパートナーの負担とします。

17 申込及び問合せ先

【所属部署名】 上尾市 行政経営部 行政経営課

【住 所】 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

【電 話】 048-775-3963

【F A X】 048-776-8873

【メール】 s50700@city.ageo.lg.jp

上尾市ネーミングライツ事業申込書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

団 体 名 _____

住所 (所在地) _____

代表者職氏名 _____ 印

上尾市ネーミングライツ事業に、次のとおり応募します。

対象媒体及びその名称	対象媒体：公の施設 ・ イベント等 ・ その他 () 名 称： _____
事業の種類	施設特定募集型 ・ 提案募集型
希望する愛称	
希望する愛称の理由	
愛称の使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
ネーミングライツ料	【金銭の納入】 年額 _____ 円 (内消費税額等 _____ 円)
	【物品の納入・役務の提供】
応募の動機	
備考	
担当者 連絡先	氏名
	部署・役職
	電話番号
	E-mail

(添付書類)

- 印鑑証明書 (法人の代表者印)
- 会社概要及び直近3事業年度の財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書)
- 法人の登記事項証明書
- 国税及び地方税に滞納のないことの証明書 (直近1年分で発行日から1か月以内のものに限る)
- 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- 法令順守の取組等が分かるもの
- 地域活動、社会貢献活動の実績や今後の取組等が分かるもの
- 欠格事項に該当しない旨の確約書
- その他 ()

令和 年 月 日

確約書

(あて先) 上 尾 市 長

ネーミングライツ事業の応募に際し、下記の欠格事項に該当しないことを確約します。また、応募後、これらに該当することが分かった際は、速やかに市長に報告します。

団 体 名 _____

住所 (所在地) _____

代表者職氏名 _____ 印

記

<法人等が営む事業による区分>

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する事業を営む法人等
- ② 消費者金融に関する事業を営む法人等
- ③ 法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為に関する事業を営む法人等
- ④ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業を営む法人等
- ⑤ 私的な秘密事項の調査に関する事業を営む法人等
- ⑥ 政治性又は宗教性のある事業を営む法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業を営む法人等

<法人等の状態・状況による区分>

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生の手續中の法人等
- ② 国税又は地方税を滞納している法人等
- ③ 各種法令に違反している法人等
- ④ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない法人等
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等
- ⑥ 上尾市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第2条第1項又は第2項の規定により入札参加停止の措置を受けている法人等
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した法人等

辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 上 尾 市 長

団 体 名 _____

住所 (所在地) _____

代表者職氏名 _____ 印

令和 年 月 日付で上尾市ネーミングライツ事業申込書を提出しましたが、辞退いたします。

1 辞退理由

個人情報 の 外部提供同意書

(宛先)

上 尾 市 長

ネーミングライツ事業において、上尾市暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第27号）」に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないか確認するため、次の個人情報を埼玉県警察へ提供することに同意します。

(同意者)

商号・名称

_____	(※役職)	_____	(※氏名)	_____	印
_____	(※役職)	_____	(※氏名)	_____	印
_____	(※役職)	_____	(※氏名)	_____	印
_____	(※役職)	_____	(※氏名)	_____	印
_____	(※役職)	_____	(※氏名)	_____	印
_____	(※役職)	_____	(※氏名)	_____	印

(※各役員等全員の記名押印又は署名が必要となります。
※足りない場合は、適宜行を追加してください。)

商号又は名称					
代表者					
所在地					
役員等	役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日	現住所
備考					

※足りない場合は、適宜行を追加してください。